

見守り 新鮮情報

スマートフォンが自宅ですぐに繋がりにくくなり携帯電話ショップで相談したところ、**据置型Wi-Fiルーター**を勧められた。「ルーター本体は約7万円(36回払い)だが、サービスで毎月約2千円割り引くので**実質無料**」と言われてたので契約した。後日、請求明細を確認したら前月より約**5千円高かった**ため「実質無料と言われてた契約した。別途**通信料金**がかかるとは**聞いていない**」と解約を伝えると、「中途解約の場合は**ルーター本体の代金を支払って**もらう」と言われた。契約時にきちんと通信料金やルーター本体代金の割引条件の説明があれば契約しなかった。納得いかない。(70歳代)



©Kurosaki Gen

据置型Wi-Fiルーターが 実質無料? 契約内容をよく確認

ひとこと助言

必要がなければ
断って



見守るくん

- 機器をコンセントに挿すだけでインターネットが利用できる「据置型Wi-Fiルーター」の契約に関する相談が寄せられています。
- 据置型Wi-Fiルーターを利用するには、通信契約とルーター本体の契約が必要です。一定期間中月々の通信料金を割り引くサービスを提供している事業者では、期間中の契約を続ければルーター本体は「実質無料」となりますが、中途解約するとその時点での本体代金の残債を請求されます。
- 「実質無料」「安くなる」などと言われても、月々の支払額、解約時に発生する料金なども契約前にしっかり確認しましょう。
- 内容がよく分からなかったり、必要がない契約は断りましょう。
- 解約の際は、すぐに契約先事業者に申し出ましょう。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第540号 (2026年5月14日) 発行：独立行政法人国民生活センター

詐欺や悪質商法のご相談は、

京都市消費生活総合センターへ
075-366-1319

「おかしいな?」と感じたら、迷わず相談!



土日祝休日(年末年始を除く。)は、⇒ 消費者ホットライン「188(いやや!)」

相談受付時間

月～金(祝・休日を除く)
午前9時～午後5時

公式LINE「消費生活ナビ」!



詐欺の手口や新たな被害事例などいち早くお届け
ぜひ**友だち登録**をお願いします!

【友だちを追加】から

